

○文部科学省告示第四十一号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十九年三月十四日

文部科学大臣 松野 博一

湖岸図	山水図(c)	雪景図	竹林七賢醉舞図	山水図(b)	花鳥図屏風(右隻)	花鳥図屏風(左隻)	山水図(a)	指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	平成二十九年三月 十四日	指定をした日
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	平成二十九年三月 二十日から同年九 月二十一日	指定の有効期間
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	株式会社読売新聞東京本社 取締役事業局長 石井 一夫 東京都千代田区大手町一―七―一 東京藝術大学大学美術館 館長 秋元 雄史 東京都台東区上野公園十二―八 MIHO MUSEUM 館長 熊倉 功夫 滋賀県甲賀市信楽町田代桃谷三百	指定美術品等を公開しようとする者の氏 名又は名称及び住所並びに法人にあつて は、その代表者の氏名
同右	同右	同右	同右	同右	同右	同右	東京藝術大学大学美術館 東京都台東区上野公園十二―八 平成二十九年三月二十八日から同年五 月二十一日まで MIHO MUSEUM 滋賀県甲賀市信楽町田代桃谷三百 平成二十九年八月一日から同年九月三 日まで	指定美術品等を公開する予定の施設の 名称及び所在地並びに指定美術品等を 公開する予定の期間